令和３年度未来のＩＬＣを担う人材育成事業実施要項

第１　事業の趣旨

県は、ＩＬＣに携わる研究をはじめ、国内外や地域社会で活躍する人材の育成を目的として、県内の高等学校が実施するＩＬＣに関連する幅広い分野における人材育成の取組を支援する。

第２　ＩＬＣ推進モデル校

１　県は、次の各取組を実施する岩手県内の高等学校について、その申請に基づき「ＩＬＣ推進モデル校」に認定することができる。

⑴　ＩＬＣ講演会等を開催すること。

⑵　生徒がＩＬＣをテーマとした学習活動に取り組むこと。

⑶　ＩＬＣ推進モデル校成果交流会に参加すること。

２　ＩＬＣ推進モデル校の認定に必要な事項は別に定める。

第３　ＩＬＣ講演会等

１　ＩＬＣ講演会等とは、ＩＬＣに関連する内容の講演会、研修会、ワークショップその他県が認める類似の事業とする。

２　ＩＬＣ講演会等の講師は原則県が派遣するものとし、その場合の費用は県が負担する。

第４　ＩＬＣをテーマとした学習活動

ＩＬＣをテーマとした学習活動とは、概ね次に掲げる学校教育活動においてＩＬＣを題材とした研究その他の取組を行うことをいう。

⑴　教科・科目の履修

⑵　部活動

⑶　科学に親しむ体験

⑷　インターンシップ・就業体験

⑸　ボランティア活動、勉強会等

第５　ＩＬＣ推進モデル校成果交流会

１　ＩＬＣ推進モデル校は、県が開催するＩＬＣ推進モデル校成果交流会において、第４に係る令和３年度の活動成果を発表するものとする。

２　ＩＬＣ推進モデル校成果交流会に関する事項は別に定める。

第６　事業実施期間

本事業の実施期間は、令和３年６月１日から令和４年３月31日までとする。